

魚津市自治基本条例検討市民会議（第1回）会議録

日 時 平成29年5月31日（水）

午後7時から8時40分まで

場 所 魚津市役所 2階 第一会議室

出席者 委 員：山根拓 浦田孝子 鍼田隼平 谷口清高 内海三佐雄 松原勇

溝口祥子 稗畠由美子 稲場雅敏 潮由加子 濱浦幸泰 田中豊子

（12名・敬称略）

事務局：企画総務部長 川岸勇一 地域協働課長 吉崎敏

協働推進係長 清水悟史 協働推進係主査 先名守

<司会・地域協働課長>

<次第1 委嘱状の交付>山根委員以下、川岸部長より委嘱状の交付

<次第2 部長あいさつ>

（課長より検討市民会議について説明）

<次第3 座長、副座長の選出>

座長に山根拓委員、副座長に浦田孝子委員と決定。

以後、山根座長による議事進行。

<次第4 魚津市自治基本条例の見直しについて>

事務局より資料1、2を説明

（市）この5年間魚津のまちづくりを進めてきた中で、市民の皆様が感じている率直な意見をお聞きかせいただきたい。

（委員）自治基本条例は、市民に浸透していないと思っている。また、地域振興会活動自体も、その地区の住民に理解されていない、浸透していないと感じている。地域振興会の定義というものは必要と思う。今後、この条例を市民の方に浸透させていくことが、地域振興会活動内容の浸透、そこにかかわる方たちの意識の向上についても大切なことではないかと思う。

（委員）私の地区は地域振興会長と公民館長は同じ方です。地域の行事の区分け、役割分担はしっかりしている。それによってまとまりもできている。

（委員）私は、地域振興会長と公民館長を兼ねている。公民館は生涯教育に専念していく、地域振興会は地域の振興が主である。組織形態はしっかりしており、地域振興会が舵を取

り、各種団体が地域を盛り上げるため協力しましょうという形になっている。まちづくり交付金の使い方については、住民がいま何に困っているかをつかんで、これを地域振興会事業として対応している。

(市) 魚津市市民参画・協働指針の18ページに、この地域振興会組織の目的・設立の内容が示してあり、19、20ページに組織図の例が記載されておりますので、参考にさせていただきたい。

(委員) 公民館と地域振興会の役割分担ですが、公民館については教育委員会、地域振興会は地域協働課。そういう決めごとが分からない。これが混乱を招いている理由。周知がされていない。公民館長については、厳しい適格事項が定められているが、地域振興会長にはない。

(市) 地域にとっての利便性を考え、窓口を地域協働課に一本化した。地域協働課は市長部局の地域協働課でもあるし、教育委員会の地域協働課でもあり併任している。市民にとって条例は遠い存在であると思いますので、市民への広報については今後やっていかなくてはいけない。

(委員) 公民館長が熱心にやればやる分だけ、地域振興会長との重なりが多くなっていくという声をよく聞く。

(市) 必ずしも、地域振興会長は公民館長とならなくてはならないということはない。地域振興会長は、それぞれの地区で選ばれていただく中で、公民館長が兼ねてもいいという地区もあれば、そうじゃない地区もある。

(市) 市内13地区のうち、地域振興会長を公民館長が兼ねておられるのは5地区あります。

(委員) この概要版はいつつくられたのかが分からない。次回からは作成日を記入していただきたい。

(市) 次回作成する場合は、配慮させていただきます。

(委員) 今後も、地域振興会長と公民館長を一緒にしてもいいのか、別々にしたほうがいいのか、考えていったほうがいいのかと思う。私は、地域振興会長と公民館長は別々の方でうまくタッグを組んで進めていただけたほうがいいのかと思う。

(市) 公民館長は、教育委員会から委嘱しますが、地域振興会長は市から委嘱しません。地域振興会長は地区において皆さんで選ばれた方、市としては、公民館長は地域振興会長と兼ねたらだめですとは言えない。

(委員) 条例については、企業に関しても浸透していないのではないかと思います。

(委員) 市民公募型提案事業など、JCなり商工会なりからめて何でもできるんじゃないかなという気がする。

(委員) 一番率直に思うのは、情報が流れてこないというか、外の団体には流れてこない。情報の発信については、直接情報を流したほうがもっと情報が広がっていくと思う。地区社協も地域振興会の傘下にいますけど、いままで自治会長・町内会長に話していたことも、次からは地域振興会長に話さなければならぬのかどうなのか、各地区でまだ窓口が不安

定かなと感じる。

(委員) 条例に関しては、確かに浸透していないと感じている。

(委員) みんなが集まった場で、もう少し柔らかくした文章で伝えるとか、そういう場を使えたらと感じた。地域で年齢を問わず集まる場を設けなければならない。そして、参加したいと思う企画を考えなくてはいけない。地域振興会は年配の方が多いので、若手の方も入っていただいて、地域を盛り上げる企画を考えなければと思う。このような場を開くことを、地域全体で広げていくことが大事だと感じた。

(委員) 私の地区は昔ながらの地区であり、何をすることも伺いを立ててからしなくてはならない。町内は2区あり、任期が2年なのでお互い1年ずらして、2年目は2区を仕切るといっている。女性の力が必要となってきている。この地域振興会の組織図ですが、班長さんとなるとさっぱりわからないので、私が町内会の集まりに出るときは、この組織図もコピーして皆さんに周知するよう努力している。条例が改正され、このような冊子が出来れば、地区の皆さんにもお知らせしていきたい。

(委員) この自治基本条例は素晴らしく、進んでいる。自治基本条例は議会で議決されて、罰則規定があるところもある。そういう目で見ると、俺もまじめにやらなければならないのではないかというのが自分の意識。自分はこの前文は触らないほうがいいと思っている。

(座長) ある意味、努力目標的な文章ではあります。

(委員) 条例について、私は今回初めて見ました。この中身自体は、市の仕組みとか事業とかが盛り込まれていますので、PRしていかなくてはいけないと思っている。この条例を検証していくというよりは、この条例に制定されている市の制度がきちんと運営されているかどうかを検証しながら、市民の皆さんにPRしていかなくてはいけないと思った。私の地区では年2回、地区の皆さんが勢ぞろいしますので、そこでみんなで勉強していかなくてはいけないかなと思っている。

(委員) 概要版について、たぶん私も見ていないと思います。子供たちにもわかるような、まんがでわかる条例みたいにして、概要版ではなく保存版とすればいいと思う。

(委員) 私の地区では、若い子を集めるということで昼に井戸端会議を開催した。付箋に意見を書いてもらい、意見がたくさん出してもらった。全部で200名ほどの参加があった。条例に関しては、のぞいてみようかなというような冊子があればいいと思う。

(委員) 私の地区の地域振興会は、一部の方が熱心にしており、そこで完結してしまう。区長は1年、2年で代わるが多く、何事もなく終わっていくことを望んでいる方が多いので、積極的にかかわる人が少ない。そういうかかわり方を変えていくことも課題と思う。

(座長) 条例は丁寧調に書いてあるんですけど、子供が読むと難しい。お年寄りには字数が多すぎる。

(委員) 実は新宿区の自治基本条例として、小学生、中学生、大人バージョンで3種類のパンフレットがあります。しかし、この冊子もわかりやすく作られているので、大人が子供

にお話すことも大事と思う。

(市) この条例の考え方がひとりがどう参加できるのか具体的に示したのが市の総合計画です。条例を知ってもらう取り組みについては、次回冊子を作成するときの意見としてお聞きしたので反映させていきたいと思う。

(座長) 小学校では総合学習の時間がある。そのような場で条例を知ってもらう取り組みをしてもいいのではないかと思う。

(委員) 魚津を知るということで、たとえば県外にいる魚津市出身の方には配布してはどうか。

(委員) 今回の会議は、見直しをするかしないかを検討する会という考え方でいいか。

(市) はい。この条例では「自治会、町内会、自治振興組織等」と規定していますが、地域づくりの中心である地域振興会を明記すべきだろうというのが一点あり、見直しをすべきでないかと事務局側の素案として持っている。

(委員) 第25条関係か。

(市) そうです。それを踏まえてご意見をいただき、それをもとに最終案を固めていければなと思っている。

(座長) 今日は触れませんでした。資料2に指摘がありますので、こういったものも含めて見直しを検討していくということです。

(市) 次回の検討市民会議の開催は、6月下旬頃を予定。

<閉会>